

3月28・29日

韓国でのシンポジウム



「民閥連」は、その結成以来、それぞれの地域に発生する社会的差別および法・制度的差別を根絶するために、民族と地域を超えた連帯と運動を展開してきた。その結果、国際人権規約ならびに難民条約など国際人権条約の受容もあつて、数多くの制度的または社会的差別を撤廃することができた。しかし、大阪で発生している就職差別、海外留学差別あるいは入居拒否などにみられるように、理不尽な民族差別は執りなまでに維持されており、地方公務員および教員採用の拒否さらには

大阪民閥連代表 金東勲

なぜ「補償・人権法」か

指紋押捺強制の維持など制度的差別の多くが温存されたままである。

こうした民族差別の維持・温存という現実、われわれの力量不足もその一因である

が、その根本原因は、植民地支配による民族侵略、民族否定さらには人権侵害という歴史的事実に対し、法的道義責任を認め、かつ補償していないことにある。つまり、植民地支配の終結から四〇数年を過ぎた今日にいたっても、植民地支配の最たる犠牲者である「在日韓国・朝鮮人」に対しては、謝罪はおろか「ご苦労さま」という言葉さえ聞かれなかったのである。

衆知のように、在日韓国・

朝鮮人の一世たちは、そのほとんどは亡くなっているが、朝鮮半島から連行され、炭鉱または軍需工場などで奴隷にひとしい状態で強制労働を強いられた、さらには日本帝国の軍隊もしくは軍属として戦場に狩り出された。ところが、こうした歴史的責任を償っていないばかりか、外国人であることを理由に理不尽な差別を押しつけてきた。

「補償・人権法」は、こう

した歴史的責任を問ひ直し、在日定住外国人が住民としてこの社会の発展に参加し、民族性を保ちつつ他の民族と共生できる多民族社会を築こうとするものである。

全国民閥連NEWS

第39号

民族差別と闘う
連絡協議会
＜連絡先＞
大阪民閥連
〒581 八尾市本町
7-11-5喜多ビル301
Tel 0729-24-1030
神奈川民閥連
〒201 川崎市川崎
区桜本1-8-22
Tel 044-288-2997

253 コカ・コーラ育英会交渉報告
457 補償・人権法の制定を求めて
85 韓国でのシンポジウムの報告
11 各地報告
12 補償・人権法に期待する
おもな動き

「国籍条項は民族差別ではない」

居直るコカ・コーラ

育英会を許すな！

去る三月一七日、勸日本コ

カ・コーラボトラーズ育英会は理事会で、奨学生募集案内の中の応募資格における国籍条項撤廃、ならびに文言の改正を決定した。これは、長年にわたる広島教育現場からの抗議と、今年一月以降の民開連の抗議に応えたものである。ところが、撤廃後の話し合いにおいて「民族差別ではなかった」等の発言が育英会本部、近畿支部関係者から行われ、当初約束していた大衆交渉にも応じない態度を硬化させている。国籍条項撤廃後の状況を報告し、コカ・コーラ育英会への抗議行動の継続と運動の広がりを期待したい。

約束破棄、当事者の
思いを聞かない？

三月一〇日同育英会近畿支部、三〇日本部との交渉の中で、「四月中に再度話し合いの場をもつ」という確認に基づいて日程を調整してきた。しかし、育英会側からは「四月二四日午前一〇時半」という到底当事者の高校生、教師はおろか誰もが参加しにくい日時の設定を要求してきた。これまでの交渉の中で確認してきた、「ひとりでも多くの在日韓国・朝鮮人の思いを聞ける条件のもとでの話し合いの場の設定」という約束を無視した要求であることから、育英会の姿勢を再度確認し、調整することを目的として四月二四日代表者が近畿支部へ赴いた。

日本人を優先する
のは自然な感情

最初にこれまでの流れに基づいて、交渉の設定について再確認したが、早くも話がストップした。当然「いついつならば」という日程調整に入るだろうという期待は見事に裏切られ、「何故みなさんと会わなければならないのですか」という耳を疑うような近畿支部西村広報部長の言葉が返ってきた。「近畿支部としての謝罪と反省を明らかにするために早急に話し合いの場を設定する。その場に民族差別発言をした本部前川事務局長が同席するように努力する」との三月一〇日の確認、「米販した上で、高校生、教師、オモニ、アボジの思いを聞くための話し合いの場を持つ」という三月三〇日本部との確認を、育英会から一方的にくつつがえした。

西村広報部長は「権限のない我々に何を要求するのか。我々に反省、謝罪を求めるのは筋がいがい」と、最も多くの在日韓国・朝鮮人を担当地域にかかえる近畿としての信じられない言葉。さらには「国籍条項を撤廃を実現したではないか。これ以上何が必要なんだ」という居直りともとれる発言を行った。本部河村副理事長も、地域の在日韓国・朝鮮人の思いを聞く中で、民族差別が何であるか知るところから始めようという要求に對して「時間がかかる。交渉に出るのは代表にしてくれ」という返事。民族問題の研修についても「差別はいろいろあり民族問題だけ行うのはおかしい。国の施策にないものだからやらない」。これまで国籍条項を持ち続けたことに對しても「限られた財源の問題であり差別ではない。日本民族として（財源が少なければ日本人を優先するのが）自然な感情である」というものであった。もちろん、大阪での問題の発端となった李幸子

さんの謝及措置や、外国人に對する特別枠の設定は「できない」ということだ。

育英会側の姿勢は「国籍条項を撤廃してやったのに、これ以上何をしろというのか。問題はもう終わった。話し合いをする必要はないし、これ以上とやかく言われる必要はない」というもので、彼等は「反省、謝罪の上撤廃した」というが、撤廃する前と何らその差別体質は変わっていない。

交渉には応じない 話し合いは物別れ

翌日、翌々日に近畿支部、本部に再度話し合いの要求をしたが、近畿支部は「（地域の在日韓国・朝鮮人の話を）聞く必要はない。直接本部に手紙でも書いて伝えたらどうか」、本部は「話をしたいのなら代表者が意見をまとめてきなさい」の返答。差別発言を行った前川事務局長も謝罪する意思のないことを明らかにした。これらの回答に、我々としては抗議の行動を行う

ことを通告、事実上物別れになった。

自らの犯した罪に気付くことなく開き直る育英会の体質は悪質である。国籍条項を撤廃することは当然である。それを設け続けてきたことが問題なのである。何度も繰り返してきたように、同育英会は一〇年前から広島の高校の生徒たちの抗議を無視してきたのであり、さらに人権をふみにじられた高校生たちに対する償いすらしようとしなかった。また研修もしないというのである。

民闘連としては、去る四月二四日に以下の二点について育英会本部に再度要望した。
①奨学金制度発足より「国籍条項」を設けるにいたった経過、及び今回の撤廃にいたるまで、広島先生方より一〇年来要望が行われていたにもかかわらず、約二〇年間あえて存続しつづけたことをふまえ、謝罪と反省を明らかにされたい。その反省に基づいてこのような過ちを二度と繰り返さないため、貴会本部、各支部及び会社における民族問題についての研修体制の確率や、約二〇年間に在日外国人を排除してきたことの謝及措置

⇐ 3 / 10 近畿支部交渉
高校生の訴えは踏みにじられた
再度民闘連は要望書を育英会に手渡した



1989年4月24日



財団法人日本コ・ラーナ育英会
理事長 高梨 仁三郎 殿

民族差別と闘う連絡協議会
代表 李 仁 夏



貴会におかれましては、日頃より明日の人材育成のためご尽力のことと存じます。

さて、去る3月17日の貴会理事会におきまして、奨学生募集案内中の応募資格における「国籍条項」撤廃、ならびに文言の改正を決定されましたことに敬意を表します。この「国籍条項」が発足当初から長年にわたり在日韓国・朝鮮人をはじめとする定住外国人の若者を排除し、苦しめてきたことを、貴会関係者の皆様方が痛切に感じておられることと存じます。

ところで、私達のかねてからの要望事項である以下の点について、いまだ回答をいただいておりますので、再度要望申し上げる次第です。

- 一、奨学金制度発足より「国籍条項」を設けるにいたった経過、及び今回の撤廃にいたるまで、広島先生方より一〇年来要望が行われていたにもかかわらず、約二〇年間あえて存続しつづけたことをふまえ、謝罪と反省を明らかにされたい。
- 一、その反省に基づいて、このような過ちを二度と繰り返さないため、貴会本部、各支部及び会社における民族問題についての研修体制の確立や、約二〇年間に在日外国人を排除してきたことの謝及措置として特別枠の設定等、体質の改善を早急に実施されたい。

なお、去る3月30日在日韓国・朝鮮人の高校生が上京し、話し合いをさせていただいた際の貴会本部の方々の対応に遺憾の念を感じますとともに、今後真摯な姿勢で話し合いに臨んでいただきますよう強く要望いたします。

以上

返さないため、貴会本部、各支部及び会社における民族問題についての研修体制の確率や、約二〇年間に在日外国人を排除してきたことの謝及措置

として特別枠の設定等、体質の改善を早急に行われたい。また、各支部に対して以上の内容についての態度を明確にし育英会本部への働きかけを

行うよう要望していくため、支部交渉を各地の民族差別と闘う仲間のみなさんをお願いしている。

まさに、この奨学金国籍条項撤廃の闘いはこれからである。育英会の開き直りを許さず、真の勝利まで頑張ろう。

高槻むくげの会

吉崎篤志

「補償・人権法」の制定を求めて

3/28
~29

ソウルでのシンポジウムの報告ロ—

全国民開連事務局長 衣重度

——一九九一年韓日の法的地位再協議を契機として——
と題するセミナーがソウルで開催された。日本からは、李

仁夏民開連代表の他、田中宏、内山一雄、金敬得、徐龍達、朴炳閔、崔昌華氏等が招待され参加した他、民開連事務局



セミナー参加者

から徐正禹、李敬宰、衣重度の三名が自主参加した。

主催は、財団法人重山育英会 附設 亜細亜政策研究院（関覧植院長）、後援として韓国国際文化協会、大宇財団、国際在日韓国・朝鮮人研究会が名を連ねている。

セミナーは、三月二八日、二九日の両日にわたって、新羅ホテルで開催されたが、韓国内からは、政党、学界、法曹関係者が多数参加した他、九一年問題の政府間協議関係者が参加するなど規模の大きいものであった。

外務部次官、法務部次官主催の昼食会、韓日経済協会、ソウル大学総長主催の夕食会が設定されるなど、政府主催の公式行事に準ずる規模のセ

ミナーであるにもかかわらず、一般参加者、言論界の参加者が少なかったのは残念であった。

民開連事務局からの参加を考えたのは、こうした規模のセミナーであるからということではなく、数年前から検討を重ね、昨年の全国交流集会で提起した「在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法」（案）制定にむけた活動のひとつとして、韓国政府、政党関係へのロビー活動が必要である、としたからである。

もちろん、セミナーを通じて在日同胞の諸問題、諸実態について韓国内に理解を求め世論を喚起できればという想

いもなくはないが、主催者でも後援者でもない以上、一般参加者として討論に加わる他はなかった。それでも、わざわざ日本より出席するというので、急遽討論者として参加させてもらったのは幸いであった。

民開連の所期の目的は、昼食会への参加を通し、法案を政府当局者に手渡しした他、セミナー終了後、各政党代表者との懇談の際、セミナーの決議文を手渡すなどの要請行動に便乗するかたちで、法案資料を手渡し、趣旨の説明をすることができたと思っている。

民開連運動の軌跡を李仁夏代表が発題

さて、二日間にわたってなされたセミナーであるが、発題者とテーマは次の通りである。

・「在日韓国人の法的地位確

立と同胞社会の展望
発表：金敬得弁護士

司会：朴椿浩（高麗大教授）
討論：金守漢（統一民主党

前副総裁）、申五淑

- ・(新民主共和国国会議員)、鄭印燮(韓国放送通信大学教授、韓勝憲(弁護士)
- ・「在日韓国人後孫の法的地位に関する韓日政府間協議の性格と時限」
- 発表：洪錫鑒(法務部検事司会：白忠鉉(ソウル大学教授)
- 討論：徐正禹(民関連) 李敬宰(民関連) 池蓮泰(民主正義党国会議員)
- ・「日本の戦後責任と戦後補償」
- 発表：田中宏(愛知県立大学教授)
- 司会：洪錫鑒
- 討論：朴椿浩、白忠鉉
- 鄭大均(啓明大学教授)、韓英鳩(外交安保研究院教授)
- ・「民族差別と闘う連絡協議会の運動の軌跡と展望」
- 発表：李仁夏(民関連)
- 司会：閔寛植(重細重政策研究院長)
- 討論：朴世徑(弁護士)

- 安重度(民関連) 申国柱(東国大学教授)
- ・「在日同胞の地方自治への参政権獲得」
- 発表：徐龍達(桃山学院大学教授)
- 司会：閔寛植
- 討論：金应烈(高麗大学教授)、李光奎(ソウル大学教授)
- ・「在日韓民族の人権と国籍」
- 発表：崔昌華(牧師)
- 司会：韓勝憲
- 討論：金守漢、趙淳昇(平和民主党国会議員)
- 洪錫鑒

- ・「日本政府の在日韓国人教育政策と民族教育」
- 発表：内山一雄(天理大学教授)
- 司会：李仁夏
- 討論：金渙(名古屋韓国学校長)、申五家
- 李南教(在外国民教育院)、李英勲(光明高校長)、洪承稷(高麗大学教授)

- ・「民族学校における教育現況と展望」
- 発表：朴炳国(白頭学院評議員)
- 司会：申国柱
- 討論：金永植(前埼玉教育院長)、金品主(在外国民教育院)、崔相龍(高麗大学教授)

「補償・人権法案」を検証

3月30日平和民主党
金大中総裁自宅庭にて



在日同胞の全ての領域にわたるテーマが設定され、興味深い内容となっていたが、実際には、あまりにも討論時間がなく議論を深めるというかたちにはいたらなかった。

参政権、国籍問題という点では、種々の論議があるものと期待されたが、発表者が事前の発表文とはかけはなれた発表をしたせいだろうか、さしたる議論にはならなかった。

これだけのテーマをこれほ

どの数のメンバーで討論を重ねるには、二日間ではあまりにも時間がたりない。従って一般参加者との質疑応答、討論ということもほとんど設定されなかった。

日本から参加した民関連事務局のメンバー、日本人講師にとつては、通訳が整備されていないということが、もどかしくもあり、内心忸怩たるものもあつて参加し通すことが苦しくもあつた、と思うのはわたし一人の思いであつたろうか。

在日同胞の問題に関して、これまで「海外僑胞問題研究所」や、韓国キリスト教協議会などが、会議を持ったり、セミナーを主催することはあつたが、これほどの規模とテーマのものはかつてなかっただけに、時間の不足、討論の不足がcausesがえすも残念であつた。

セミナーがもたらした韓国社会、各界への反響というものは、いま少しの時間が経過しないと判然としない観はす

るが、総じて「反日」感情の根の深さが強いことを再認識させられた。

韓日条約の中味についてもそれなりに批判が強かったが、具体的にどうすべきかという点についての言及は少なかつた。

さらには、在日における諸問題へのきめこまかな情報に欠けるせい、あるいは、関心のなさゆえか、はたまた国内問題で手いっぱいということなのか、発表の中味について、いまひとつ手応えを感じることができなかった。

わずかに、戦後補償の問題について関心がひかれたようでもあったが、積極的にそれを求めるというよりは、日本政府の不誠実さというものがそれらのことによって証明されるという、受け取り方の方が強かったように思う。

それにしても、セミナー全体の内容設定が民開連の提起している「戦後補償と人権保障法」の中味に合致しているということもあって、なかば

「法案」の中味を検証し、追認するというような印象があった。そのように感じたのは私ひとりの思い込みかもしれない。

しかし、全体の空気としては、在日同胞の個別問題を考え、解決をはかるというよりは、在日同胞の全体的かつ全般的問題の解決をはかるとき

政党代表者への要請行動

セミナー終了の翌日、決議文を持って各政党への要請行動を消化したが、この設定に關しては、主催者の関寛植院長の力に負うところが大きかった。

当初、セミナー開催時が、大統領の中間評価を行うか否かという政治日程と重なりをみせていたため、各政党代表者への要請は無理と判断されていた。ところが急遽、中間評価が中止となり、政党代表者との面談が可能となった。ききつがあるが、文益煥牧師

に米ているのではないかと、という共通認識が得られたのではないかと思う。

セミナー最終日、韓日両国政府への要請として、「九一年問題」をふまえての在日同胞の全般的問題に對しての決議文を検討し、採決した。(全文別掲)

の北朝鮮訪問をめぐる政局が急展開しているなか、設定のための準備は大変なものがあつたと思う。

朴浚圭民主正義党代表、金永三統一民主党總裁、金大中平和民主黨總裁、金鍾泌新民主共和黨總裁のそれぞれと各一時間位面談し、決議文を手渡すとともに、在日同胞問題について意見交換をしつつ、「九一年問題」解決のため「在日同胞問題特別委員会」の設置をするなど政治努力を要請した。



3月30日新民主共和党事務所
所で金鍾泌總裁を囲んで

民開連としては、李仁夏代表が「法案」資料を手渡すとともに、その制定について、また、運動形成のいきさつについて説明をし、実現のための要請を行った。

それぞれの政党代表者を訪問して印象的であつたのは、六五年に締結された韓日条約について、反省をこめつつ再評価が必要であると、異口同音に発言していたことであつた。

被差別の体験、海外同胞の生き方論を開陳する代表もいて、それぞれに興味深くもあつたが、在日同胞の問題解決に向かつて驟然と取り組むと

の姿勢には弱かつた。このことについては、過大な期待感を抱いてはいなかったが、やはり在日は在日でがんばるしかないのか、と思わされたのも正直な実感であつた。

民開連事務局から参加した三人に対し、関寛植院長が、「民族を云々するならば、ウリマルをマスターせよ」と有無を言わせぬ迫り方で約束させられてしまった。いまとなつては、この約束を果たすことの方が、「運動」するよりもしんどいのではないかと、うろたえている。

シンポジウムで採択された決議

在日同胞の存在は、日本の韓国侵略によって韓民族が踏みつけられてきた苦難の歴史の産物である。

在日同胞は、異国の地にありながらも祖国を思い、祖国の統一を念願して、祖国の発展に民族の誇りと矜持を感じながら、民族の一員として生きていくことを常に希求してきた。

一九六五年、韓日条約が締結されたが、在日同胞の日本社会での立場は、数多い不条理の中で、不安定を免れ得ず、また、今日まで様々な民族的差別に苦しめられているのが現実である。

在日同胞の權益と生存権を護るために日本社会の偏見に立ち向かって闘う韓国人と、これに共に参加している日本人に、敬意を表するところである。

韓日条約によって、在日同胞の法的地位は、一九九一年までに再協議しなければならないことを考慮して、韓日両国の在日同胞問題研究者が、ソウルで会同して、歴史的省察を通じた国際協調と基本的人権尊重の精神をもとに真摯な討論を重ねた結果、次の諸問題に対して韓日両国政府をはじめとした、政党、社会团体に要望しようとするものである。

一、日本政府は、在日同胞に対する歴史的責任と戦後になされた差別政策を反省し、過去に対して謝

罪して、在日同胞の民族性尊重と生活権保障の政策を早急に実施すること。

二、韓国政府は、日本政府に対して民族的立場から在日同胞の諸々の權益を確保できるよう最大限の政治的努力を傾けること。

三、日本政府は、韓日条約に留保されている在日同胞の戦後補償を早急に施策化すること。

四、韓日双方は、国会に在日同胞のための特別委員会を設置して、在日同胞問題を解決するのに尽力すること。

五、日本政府は、次の各項を包含して在日同胞に対するあらゆる処遇を全面的に再考すること。

一 居住権

在日同胞に対しては子々孫々まで継続して永住を認めること。

一 強制退去

在日同胞に対しては強制退去並びに再入国許可制度を廃止すること。

一 外国人登録法

在日同胞には外国人登録法を適用せず、住民基本台帳を適用すること。

一 職業選択

在日同胞の自治体職員任用と、教員採用時において国籍条項を撤廃してあらゆる企業の就職差別を解消するために行政指導を制度化すること。

一 教育

民族自決権を尊重して、在日同胞子女が民族の一員として生きていけるように民族教育を保障すること。

一 社会保障

高齢化の趨勢にある在日同胞に対する年金制度の実施と、あらゆる社会保障が日本人と差別なく適用されるように施策を早急に講じること。

一 参政権

在日同胞に地方自治体レベルの参政権を保障すること。

以外にも検討しなければならない課題が多く残っていて、言い尽くせないが、以上の諸問題の解決を要望することを決議するものである。

一九八九年三月二九日

在日同胞の現況と将来・セミナー参加者一同



各地報告

たたかいはじまり、
そして……

三月二七日、昨年五月九日以来、継続してとりくまれていた在日朝鮮人(韓国籍)高校生の指紋押捺留保問題に關わって、呉市厚生部との話し合いが持たれた。

ことの発端は、「押捺やむなし」との気持ちがあったにもかかわらず、窓口の対応に立腹し、抗議のために押捺を留保したことにあったのであるが、六月四日の登録手続き完了に至るまでの経緯をめぐって、市行政としての総括を求めてきたものである。

今回は、厚生部より、「外国人登録の確認申請に關するまとめ」「一六歳該当確認申請に關する経緯について」という二種類の文書が提出されたが、話し合いは事実確認と問題点の指摘に終始し、総括部分の論議はなされなかった。

私たちの側がこれまで問題点として指摘してきたのは、

①申請書の記載以前に押捺を求めたこと、②申請者の疑問については何一つ満足に答えず、逆に「告発する」「前科がつく」等の脅かしに終始していること、③留保期間が認められていたにもかかわらず、留保扱いせず、考慮期間として、期間指定書も交付しないまま、一ヶ月近く放置していたこと、④土曜日の午後、閉庁後に呼び出して押捺させていること等々であるが、市側はこうした問題点に誠実に答えることなく、逃げ続けてい

る。今後精力的にとりくみをすすめる中で一定の成果を獲得し、市行政の姿勢を改めさせていきたいと考えている。

呉 横間洋海さん発

教員採用国籍条項撤廃を求めて裁判提訴

以前よりお伝えしていた、福岡県の教員採用国籍条項撤廃訴訟を、三月三〇日に提訴しました。請求の趣旨は、①福岡県は昨年の受験拒否に対する損害賠償として、金一〇〇万円を支払え、②教育長は教員採用試験において、原告(私)の受験申込を拒否してはならないし、かつ受けつけなければならぬ、というものです。

一〇時にあつさりと提訴は終わり、その後すぐに教育庁に向かい記者会見をすませ、一三時に義務教育課へ抗議に行きました。私たち(一五名程)は教育長さもなくば課長に対して、直に国籍条項の即時撤廃を申し入れたかったのですが、二人とも県議会の方に出ているとのことで結局会うことができず、抗議文を渡し、私たちの意見を教育長らに確実に伝えることを約束して引き上げたのですが、彼ら

の対応は全く納得のいかない不誠実なものでした。

一八時より「提訴集会」を行い、約五〇名が参加しました。提訴及び抗議の報告や、各層からの挨拶(神戸の神谷先生もかけつけて下さいまし

差別事件後の研修 内容を問う

「全国民関連ニュース」第三八号報告の「百十四銀行クレジット差別事件」の続報です。我々の力量の問題もあつて、差別を認め謝罪する明確な文書のないまま、「在日朝鮮人に関する研修を行う」ということで交渉を終えた、同事件でした。

一九八九年年度の研修計画が決まるまでに話し合う、といっていたのですが、過日「平成元年三月二七日」付け「百十四銀行研修所」の「人権問

た)や意見発表等、和やかにかつ真剣に討議できました。第一回の公判は五月三十一

に予定されています。本当に始まったばかりなのですが、長い闘いになりそうです。威張りすぎてダウンしない程度に頑張っていくつもりです。全国の国籍条項を、みんなではずしましょう!

福岡 チェウインシク
周人植さん発

題に關する研修について」という文書が届きました。我々は「研修全体の中で位置付けを明らかにしろ」と要求していたのですが、「研修日程表」の中に、五〇分ないし一時間「人権問題」という部分のみが記入され、全体の中での位置付けはわかりません。さらに問題は「講師」でなんと差別事件を引き起こした当の善通寺市店長。もちろん差別事件を引き起こした人物が、そのことを契機に反差別に立ち

上がることはあります。しかし、これまでの報告にあるように、彼は一貫して差別を認めようとしてこなかった人物です。これで彼が語るとしたら、「問題」を起こさないように外部との連絡には注意するようにということ位しか考えられません。

私たちはこの百十四銀行の私たちを馬鹿にした対応に抗

今後の闘いの方向性を模索して

三月一八、一九日の二日間、共に闘う会として、久しぶりの合宿を行った。指紋拒否裁判の支援の会として発足した「美さんを支える会」から、七年がたち、ずいぶん「ほこりやあか」がたまっていたようだ。初日は、天皇ヒロヒトの死を契機とした大赦に対する岡山の裁判についての議論を

議を再開する予定です。全国の皆さんの支援をお願いします。
善通寺 佐野通夫さん発



行った。結論としては、最高裁への上告は行いが、統一民事訴訟については、本人を含め積極的な意見は出ず、恐らく見送られることになろう。それでは、岡山では何を行うのか。それが、二日めの行政闘争および九一年問題への取り組みについての議論として行われたが、討論がかみ合

各地報告

わず、共有化が十分であったとは言えない。大げさに言えば、民族差別と闘うという、日立以後、現在までの運動論と実際の食い違いが、歴史の浅い岡山では、混乱を引き起こしているのかもしれない。ともあれ、四月に予定されている岡山県と倉敷市との交渉を前に、会の中で起きている不信や認識の食い違いが、今後のエネルギーとして発揮されるよう努力していきたい。

岡山 美博さん発

二月・三月は、金沢市との今後の交渉に向けた、地方公務員採用の国籍条項の勉強会を二回やりました。実のある交渉を行うためにも、しっかりと勉強をというわけです。西宮市職資料集や八八年全朝教集資料集などを元に、論点をいろいろ整理しました。「公権力の行使」、「公の意思形成への参画」に何故外がかかわるといけないのか、あるいはその自治省通知の字句をどう解釈すべきかといった事が、議論の中心になりました。また、定住外国人と短期的在留者との区別、在日韓国・朝鮮人の側からの公務員就職への批判も話題になりました。七六年三月に出された兵庫県進路指導研究会の在日韓国・朝鮮人や中国人の公務員就職凍結方針については、その具体的な実情や背景が今

公務員採用の国籍条項について学習会

一つわからず、今だに首をひねっています。今後、討論を重ね、要望書の形にして交渉する予定です。

コカ・コーラの奨学金の国籍条項については、高岡市の北陸コカ・コーラボトラーズに電話で問い合わせたところ、今、本部で検討しているので待つてほしいとの事。その後電話があり、国籍条項を撤廃するとの返事でした。単に、国籍条項が撤廃されれば解決する問題ではないので、改めて高岡に出向き話し合いをする予定です。

また、二月一二日は、城南地区で、地区の在日朝鮮人の有志とともに、高槻ムクゲの会の人々と交流しました。大阪の「ノリ」に、いささか圧倒されましたが、楽しい一時でした。

金沢 村田 進さん発

各地報告

外国人は分割払いダメ
！日本直販に抗議

神奈川ので民族差別と闘う若づくりをということで、「神奈川民闘連」ができて一年がたとうとしています。この一年間の中で何ができたのかと回想してみました。指紋の運動、国籍条項の問題、人権宣言四〇周年記念の集会等々。大阪の民闘連全国交流集会もあり、組合の中でも、行政の中でも存在が認知されつつあり、取り組みも進んできました。

先日もある横浜の主婦から電話があり、日本直販のテレ

ビショッピングの申し込みで「外国人は分割払いはダメ」と言われ、差別を受けたという話が舞い込んできました。この事件は未だ解決しておらず、現在折衝中です。在日韓国・朝鮮人に対する差別はまだ多くあります。神奈川のでの民族差別と闘うネットワークは徐々に浸透しつつあるようです。このネットワークを生かし、差別を許さない町づくりの一翼を担ってみたいと思います。

四月二五日は第三回の川崎市との国籍条項の交渉が行われました。プロジェクトチームはできましたが、まだまだ公務員の国籍条項撤廃には時間がかかりそうです。五月には神奈川民闘連の総会が予定されています。今年度もさらにガンバッていきます。

川崎

キムスイル
金秀一さん発

韓国



三月二八日、二九日の両日、

韓国ソウルで、「在日韓国人の現況と将来」——一九九一年韓日間の法的地位再協議を契機にして——というセミナーが開催された。開催日の前日はセミナー主催者の顔合わせ兼打ち合わせを行い、夜九時頃から市中にくり出した。適当なシタタン（食堂）を見つけた中に入った。私はこれぞ本場の韓国料理なるものを注文した。そしてメッチュ（ビール）もたのんだ。残念ながらマッコリ（ドブコ）は置いていなかった。あきらめりやいいものを、置いていないというマッコリを例のごとく、しつこく注文していた人は、某団体の事務局長である。同席している諸先生方もあきれ果てていたが、それでも、最後は店の人に買ってこさせてでも注文してしまうのだ。

某団体の事務局長のねばりはたいしたものである。

一〇時すぎ、明日のセミナーに備えて帰ろうとする皆を引き止めて、ボジャンマチャ（屋台）に強引に誘ったのも、某団体の事務局長であった。翌日、夜中の一時すぎにもかかわらず、再びボジャンマチャへ誘ったのも某団体の事務局長である。この時、二人してビール二本、砂ずり、鳥のスネ焼、パイ貝二ケでなんと三万八千ウォンも請求された。バガチ（ぼったくられること）にあったのである。この時から、某団体の事務局長のウォンス（復讐）の炎はメラメラと燃え上がった。

次の日、セミナーの決議文の最終検討で夜中の二時近くまでかかってしまい、「ウォンス」でできなかった某氏はうわ言のように「ウォンス、ウォンス」とつぶやいている。そして次の日、夜一二時頃「やめよ」の声も無視して、「ウォンス」に燃える某氏にしかたなく同行した。ボジャンマチャのテントをくぐると、

一昨日バガチした店主が顔色を変えた。私たちは冷静に、まず腰を下ろして、そして一昨日と同じ者を注文して、意地悪く「オマヨ（いくら）」と値段を聞いてやった。うろたえて返答もできない。しばらくして店のアヂュマ（おばさん）が「ミヤネヨ（すみません）」と小声であやまってきた。私たちの「ウォンス」はこれで終わったのである。が、その時、横にすわっていた酔っぱらいの学生が「この日帝野郎」とからんできた。三・一運動のとき、日帝に祖父母を殺されたとかで、えらい剣幕である。夜中の三時すぎまで「この日帝野郎」「誰が日帝やねん、ボケ！」と議論は白熱（？）した。帰り道、某団体事務局長は「オレらウォンスしたんやろか……」。

最後に

韓国や

あ、韓国や

韓国や

イキョソジュ
李敬宰

補償・人権法に期待する その1

新たな未来を築くカギ

社会新報社編集部 池内尚郎



独立を求めてデモ行進する人々

植民地支配の謝罪と
「補償・人権法」

日本人は朝鮮民族に謝罪すべきだ、との声が小さいが確かに広がりつつある。

「三・一独立宣言」七十周年に当たる去る三月一日に和田春樹・東大教授、田中宏・愛知県立大教授ら千人の学者、文化人の呼びかけで、「朝鮮植民地支配の謝罪・清算と新たな日朝関係を求める三・一宣言集会」が東京で開かれ、

朝鮮植民地支配を謝罪する国会決議を求める国民署名運動を始めることをきめた。一方で、民間連が中心となって進めている「補償・人権法」制定運動がある。

私は、日本国民が大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、日本の三地域に住む韓国・朝鮮人と心から和解し、新しい関係を築き上げていくには、過ちを犯した日本人の側がまずその行為を心から悔い改めることが不可欠である、と確信している。もちろん、それは、新しい関係に向けた「出発点」に過ぎない。問題は、謝罪表明を裏付ける具体的な行動がとられるかどうかだ。その意味において、植民地支配を反省する国会決議の採択と、民間連のめざしている「補償・人権法」制定とは一対のもの、表裏の関係にあるといえる。謝罪決議に続いて、それに基づいて在日韓国・朝鮮人(同法では在日台湾人を含めたが)の権利を補償・保障する措置が講じられなければならない。

世代を越えた「恨」
まずは日本人が

七十年前の三月一日、朝鮮全土で「独立マンデー」の声がとどろき渡った。この日、ソウル市内のパゴダ公園で朗読された「独立宣言」に呼応して、朝鮮民衆が朝鮮各地で決起したのである。ただ朝鮮独立だけを望んで街頭に出た人々に対して、当時の日本の支配者たちは何をしたか。日本国官憲は決起した民衆を撃ち殺し、刺し殺し、首を切り、はりつけにし、教会に閉じ込めて焼き殺した。その数、七千人、逮捕者は五万人に及んだという。あれから七十年。その間に日本と朝鮮半島を取り巻く情勢は大きく変わったが、日本人に対する朝鮮民族の恨(ハン)は、いまだに解かれていない。解かれていないばかりか、時代を経るにしたがって、ますます深まってきている。

朝鮮民族の心の底に堆積さ

れたこの恨み、悲しみ、そして怒りを取り除かない限り、日本と朝鮮・韓国の民衆レベルの真の和解はあり得ないだろう。最近、韓国で小学生対象の国別好感度調査が発表されたが、日本を好きな小学生の割合は、ごくわずかだった。これは、日本人に対する恨みが世代を越えて継承されていることを表している。一方、日本では教科書への規制強化で、歴史の真実を学ぶ機会はますます減っている。このままでは日本人と朝鮮民族との不和は止揚されるどころか、将来むき出しの感情的衝突へ向かいかねない。

繰り返し言うが、そのような悲劇的な未来の到来を回避する責任は、何よりもまず日本側にある。「補償・人権法」の制定は、日本人と、韓国・朝鮮人との新しい未来を築くカギを与えてくれる。



< 3月4月おもな動き >

- 3 / 1 民族差別を糾す三・一集会 (神戸)
 2 塩見訴訟で敗訴 (最高裁)
 6 国籍差別違憲訴訟第16回公判 (神戸地裁)
 8 京都ウトロ土地問題第1回公判 (京都地裁)
 9 東京入国管理局横浜支局が初回拒否者金信浩さんに再入国許可証を交付
 10 コカ・コーラ育英会近畿支部交渉
 11~12 「補償・人権法」解説書作り第1回検討会議 (大阪)
 17 コカ・コーラ育英会国籍条項撤廃
 18~19 岡山共に闘う会合宿
 19 木本事件追悼碑を建立する会例会 (大阪)
 22 「地上げ反対!ウトロを守る会」結成
 27 呉市指紋問題で交渉
 28 出入国管理及び難民認定法改正案上程
 28~29 韓国でのシンポジウム
 29 高校生が法務省要請行動
 30 コカ・コーラ育英会本部交渉
 周人植さん教員採用国籍条項で提訴 (福岡地裁)
 4 / 9 「補償・人権法」解説書作り第2回検討会議 (川崎)
 16 大阪民関連第3回定期総会
 木本事件例会 (大阪)
 17 入居差別で変建一さん裁判提訴 (大阪地裁)
 23 「木本事件追悼碑を建立する会」三重結成総会
 25 川崎市職員国籍条項について交渉

< 指紋裁判の経過 >

- 3 / 6 尹昌烈さん張学鍊さんに免訴判決 (京都地裁)
 14 丁基和さんに免訴判決 (広島高裁)
 15 金在姫さんに免訴判決 (横浜地裁)
 16 趙健治さんに免訴判決 (広島高裁)
 洪仁成さんに免訴判決 (大阪地裁)
 20 李相鎬さんに免訴判決 (東京高裁)
 23 金康治さんに免訴判決 (横浜地裁)
 24 金一文さんに免訴判決 (大阪地裁)
 4 / 26 金重明さんに免訴判決 (東京高裁)

** 全国民関連ニュース購読者募集 **

- * - 隔月 (年6回) 発行
 * - 購読料年間2000円
 * - 一部300円 (郵送料別)
 * - 送金方法

* 郵便振込「大阪9-76163」
 * 「民族差別と闘う連絡協議会」

* < お問い合わせ >

* 大阪民関連 (☎ 0729-24-1030) まで

